

(1) 新たな盛岡市教育大綱の策定について

令和6年度第2回総合教育会議

資料 1

1 趣旨

新たな盛岡市教育大綱の策定について、現在策定を進めている盛岡市教育振興基本計画をもって本市の教育大綱とすることとしたい。

2 教育大綱について

根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

文部科学省通知（平成26年7月17日付け（平成26年文科初第490号））

教育振興基本計画を定めている場合は、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることができる。

3 現在の教育大綱

平成27年4月に策定した盛岡市教育振興基本計画の「基本的方向性」を本市の教育大綱としており、平成27年5月14日に開催された総合教育会議においてその方針を決定し、同月市長決裁により策定した。

4 盛岡市教育振興基本計画について

(1) 次期計画

現計画策定以降、国の動向として、学習指導要領の改訂及び第4期教育振興基本計画の策定、社会環境の変化として、人口減少と少子高齢化の進行及びデジタル化の進展など、教育を取り巻く状況は大きく変化している。

このような状況に的確に対応していくため、現在、令和7年度を始期とする新たな「盛岡市教育振興基本計画」の策定を進めている。

(2) 計画策定のスケジュール

年 月	内 容
R6年11月	総合教育会議
12月	第2回盛岡市教育振興基本計画懇話会
R7年1月	庁議
2月	全員協議会
	パブリックコメント
3月	教育委員会定例会
	市長決裁

(平成27年策定 現大綱)

盛岡市教育大綱

目指す市民像

多くの先人を育んできた美しいふるさと盛岡を愛し、豊かな心とすこやかな体を持ち、自ら学び、共に生きる未来を創る人

基本的方向性 (5つの施策)

目指す市民像を実現するため、5つの施策を掲げる。
施策ごとの基本的方向性は、次のとおりとする。

施策1

子どもの教育の充実

子ども一人ひとりの個性を生かし、学力を定着させ、生きる力を育むことができるように、学校や家庭、地域などが連携しながら、子どもの教育の充実と健全な育成を図ります。

<重点項目>

- 先人教育の推進
- キャリア教育の推進
- 学校体育の充実
- 教育振興運動の推進
- 安全安心な教育環境の確保

施策2

生涯学習の推進

誰もが楽しみや生きがいを持ち、豊かに暮らすことができるように、いつでもどこでも学ぶことができる環境の構築を図ります。

<重点項目>

- 家庭教育支援の充実
- 社会教育施設の整備・充実

施策3

歴史・文化の継承

地域に受け継がれている歴史や文化に誇りを持ち、次世代に伝えていくため、文化財の保護に取り組むとともに、市民が歴史や文化に理解を深め、身近に感じることができるように、文化財の幅広い活用を図ります。

<重点項目>

- 文化財の保護と活用
- 博物館等施設の整備・充実

施策4

芸術文化の振興

誰もが芸術文化に親しみ、豊かな生活が送れるように、優れた芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、市民の自主的、創造的な芸術文化活動を支援します。

<重点項目>

- 芸術・文化活動の充実
- 文化施設の整備と活用

施策5

スポーツの推進

「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利」であり、すべての市民がスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康でいきいきと暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

<重点項目>

- スポーツ「する」環境づくり
- スポーツを「支える(育てる)」環境づくり
- 2016「希望郷いわて国体」・「希望郷いわて大会」への取組

計画の構成

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の期間
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の進行管理

第2章 教育を取り巻く状況の変化

第3章 前計画の主な取組状況と課題

第4章 基本理念と施策

- 1 基本理念
- 2 基本理念の実現に向けた3つの施策
- 3 施策の体系図
- 4 施策の内容

資料編

- 1 用語の解説
- 2 策定の経過
- 3 盛岡市教育振興基本計画懇話会委員名簿

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

平成27年4月に策定した「盛岡市教育振興基本計画」及び平成27年5月に策定した「盛岡市教育大綱」のもと、教育施策を推進してきた。

一方、教育を取り巻く状況は、平成27年の計画策定時から大きく変化している。国の動向としては、学習指導要領の改訂及び国の第4期教育振興基本計画の策定、社会環境の変化としては、人口減少と少子高齢化の進行及びデジタル化の進展などが生じており、様々な変化への対応が求められている。

このような状況に的確に対応していくため、令和7年度を始期とする新たな「盛岡市教育振興基本計画」を策定し、本市の教育行政の推進に取り組むもの。

なお、本計画は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定される大綱の趣旨を満たすものであるため、本計画をもって本市の教育等に関する大綱とする。

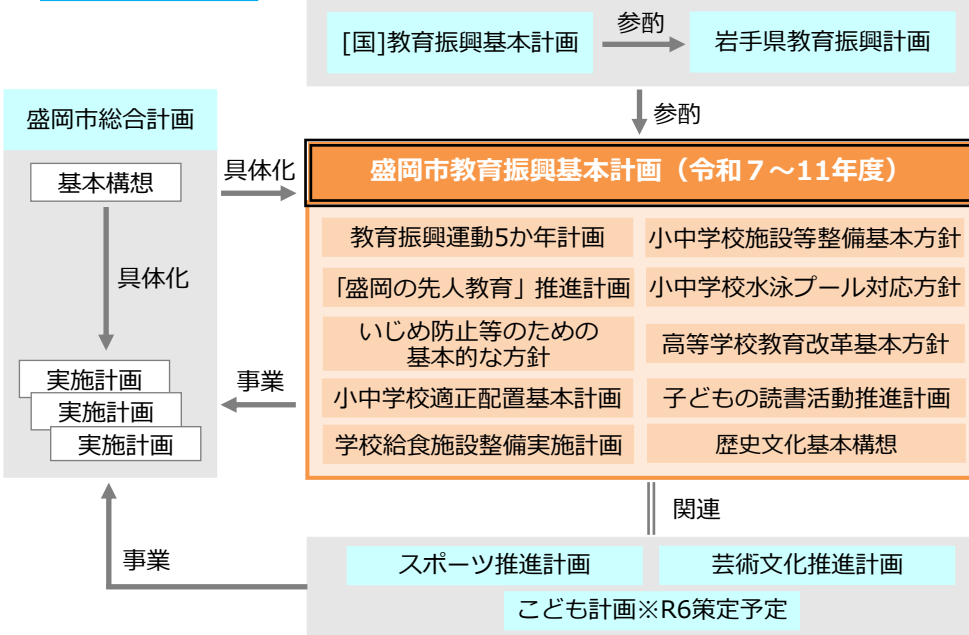
2 計画の期間

国の教育振興基本計画及び岩手県教育振興計画の計画期間や、社会情勢の変化に対応することを考慮し、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

3 計画の位置付け

- (1) 教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の教育振興基本計画(R5年策定)を参酌し策定。また、岩手県教育振興計画(R6年策定)を参酌し策定。
- (2) 上位計画である盛岡市総合計画の基本構想の教育分野を具体化する計画とする。また、本計画に係る個別計画等に基づく事業を盛岡市総合計画の実施計画に示す。

(3) 盛岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に基づく、市長が管理及び執行する事務を除いた教育委員会が管理及び執行する事務を本計画の対象とするが、他部局と連携し取り組む事業等については、本計画にも位置付ける。



4 計画の進行管理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を実施し、結果を公表する。また、結果を踏まえ、教育施策の見直し等を行いながら、本計画の着実な推進を図る。

第2章 教育を取り巻く状況の変化

- (1) 国における第4期教育振興基本計画の策定
- (2) 学習指導要領の改訂
- (3) 人口減少と少子高齢社会の進行
- (4) デジタル化の進展
- (5) 「VUCA(ブーカ)」の時代

第3章 前計画の主な取組状況と課題 ※主に課題について一部抜粋 (括弧内は主な取組状況)

「施策1 子どもの教育の充実」における主な取組状況と課題

- 基礎・基本の確実な定着
 - ・各種調査結果での正答率や肯定意見の割合が低くなっている項目への対応
- 情報教育の充実
 - ・ICT機器の効果的な活用方法の研究（一人一台タブレット端末配備済）
- 生徒指導の充実
 - ・増加傾向にあり、原因もそれぞれ異なる不登校児童生徒への支援
 - ・いじめの対応の複雑化による担当する教員の負担増加
- 学校施設の整備・充実
 - ・老朽化が進む学校施設の早期改修（全ての学校施設の耐震化完了）

「施策2 生涯学習の推進」における主な取組状況と課題

- 社会教育の充実
 - ・公民館講座や学びの循環推進事業による学習二一ズや現代的課題への対応。家庭教育に関する学びの場や情報発信の充実。中高生の不読率の改善。
- 社会教育施設の整備・充実
 - ・社会教育施設の計画的な整備の実施（市立図書館の大規模改修工事等完了）

「施策3 歴史・文化の継承」における主な取組状況と課題

- 文化財の保護と活用
 - ・有形文化財の周辺環境も含めた適切な保存管理を行うための取組の検討
 - ・後継者不足にある無形民俗文化財を保存する団体への対応
 - ・発掘された埋蔵文化財資料の市民への情報の還元
- 博物館等施設の整備・充実
 - ・博物館等施設の計画的な整備の実施（石川啄木記念館と玉山歴史民俗資料館の複合施設着工）

「施策4 芸術文化の振興」における主な取組状況と課題

- 芸術・文化活動の充実
 - ・芸術文化活動の鑑賞機会や活動団体等との交流の機会の充実
- 文化施設の整備と活用
 - ・文化会館施設の設備の更新。

「施策5 スポーツの推進」における主な取組状況と課題

- ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進
 - ・市民のスポーツに取り組む意識の定着につなげる取組の実施

- スポーツ施設の整備充実
 - ・スポーツ施設の長寿命化工事の着実実施(市立武道館、総合プール、盛岡南公園球技場及び盛岡体育館の長寿命化工事完了、いわて盛岡パークの供用開始)

※前計画で位置付けていた「施策4 芸術文化の振興」及び「施策5 スポーツの推進」については、本計画の対象としないが、教育委員会と連携し取り組む事業等については、本計画にも位置付けている。

第4章 基本理念と施策

1 基本理念

多くの先人を育んできた美しいふるさと盛岡を愛し、
豊かな心とすこやかな体を持ち、
自ら学び、共に生きる未来を創る人を育てます

多くの先人を育んできたふるさと「盛岡」を大切にしたい気持ち、豊かで健やかな心と体の育成、人と人との絆を大切に、互いに支えあいながら、輝く盛岡の未来や自らの未来を創造する主体性や生きる力を身に付けることは、本市の教育における普遍的な使命であると考え、本計画の「基本理念」とする。この理念は、前計画で掲げた「目指す市民像」を継承するもの。

2 基本理念の実現に向けた3つの施策

基本理念の実現に向け、前計画から引き続き取り組むべき課題や教育を取り巻く状況の変化などを踏まえ、**施策1 子どもの教育の充実**、**施策2 生涯学習の推進**、**施策3 歴史・文化の継承**に取り組む。



図 基本理念と3つの施策の概念図

● ● ● 3つの施策の目指す方向 ● ● ●

施策1 子どもの教育の充実

- 予測困難な社会の変化に主体的に関わり、未来を切り拓くための資質・能力を育成するために、教育DXの推進に向けた基盤整備を通じた個別最適な学びや協働的な学びの実現
- いじめや不登校などの諸課題に関し、専門家や関係機関等との連携等を通じ、子どもたちが安心して学べる学校づくり
- 小中9年間の系統性を踏まえた盛岡の先人教育を展開し、原敬や新渡戸稲造、米内光政など本市にゆかりのある先人の生き方を学ぶことを通して、盛岡の子どもたちに「将来の夢」「ふるさと盛岡に対する愛着」「目標に向かって努力する心」の育成
- 地域総ぐるみで共に学び支え合う社会の実現を目指すとともに、自ら進んで考え、行動し、「社会の中で自立して生きていく力」を身に付けた子どもの育成
- 子どもたちの安全・安心の確保に向けた教育環境の向上や学校給食の充実

施策2 生涯学習の推進

- 学んだ成果を地域づくりに生かす事業の普及や社会教育関係団体の支援・育成などを通して、いつでもどこでも学ぶことができる環境を構築し、自ら学び続ける生涯学習社会の実現に向けた取組の推進
- 子どもたちの健全育成を図るため、学校、地域、家庭と連携しながら、家庭教育の充実を図るほか、社会参加活動を促進する事業を通じ、盛岡の将来を担うリーダーの育成

施策3 歴史・文化の継承

- 有形文化財については、現状を巡視し、適切な保存管理と積極的な活用
- 無形民俗文化財等については、地域に伝わる伝承行事の記録・保存に取り組むほか、関係機関等と連携し、次代を担う子どもたちが、地域にある様々な文化を知るきっかけづくりや、その保存と後継者の育成
- 史跡等については、盛岡城跡本丸地区の発掘調査等に取り組むとともに、志波城跡における復元施設の修復等を含めた適切な維持管理と活用

3 施策の体系図

基本理念の実現に向けた3つの施策のもと、小施策と取組項目を位置付け体系化

施策1 子どもの教育の充実

小 施 策	取 組 項 目
1 小中学校教育の充実	(1) 確かな学力の育成 ア 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実 イ グローバル社会における人材育成
	(2) 豊かな心の育成 ア 道徳教育の推進 イ いじめ問題、不登校への対応
	(3) 健やかな体の育成 ア 学校体育・健康教育の充実 イ 安全教育の推進 ウ 食育・学校給食の充実
	(4) 先人教育・キャリア教育の推進
	(5) 共に学び、共に育つ特別支援教育の充実
	(6) 学校と家庭・地域との協働の推進 ア 教育振興運動とコミュニティ・スクールの推進 イ 部活動の地域連携・地域移行
	(7) 教育DXの基盤整備と教員の指導力向上
	(8) 学びを支える経済的支援と学校の適正配置
2 幼稚園・高等学校教育の充実	幼保小の円滑な接続と市立高校の魅力化
3 学校施設の整備・充実	(1) 校舎等の整備
	(2) 教育環境の向上
	(3) 学校施設の利活用

施策2 生涯学習の推進

小 施 策	取 組 項 目
1 地域における学びの充実	(1) 学習機会の充実 (2) 学校・家庭・地域の連携 (3) 家庭教育支援の充実
2 社会教育施設の整備・充実	(1) 社会教育施設の整備 (2) 社会教育施設の充実

施策3 歴史・文化の継承

小 施 策	取 組 項 目
1 文化財の保存と活用	(1) 有形・無形文化財の保存と活用 (2) 埋蔵文化財の保存と活用 (3) 史跡・名勝・天然記念物の保存、整備、活用
2 博物館等施設の整備・充実	博物館等施設の整備と管理運営の充実